

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴等

一 第十三条第二項の規定にかかわらず、1から3までのいずれかに該当するときは、犯罪被害財産を没収することができるものとする。こと。（第十三条第三項関係）

1 第十三条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、第十三条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。

2 当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を仮装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。

3 当該犯罪被害財産について、情を知って、これを收受する行為が行われたとき。

二 第十六条第一項ただし書の規定にかかわらず、一の1から3までのいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができるものとする。こと。（第十六条第二項関係）

三 裁判所は、一により犯罪被害財産を没収し、又は二により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき財産が犯罪被害財産である旨又は追徴すべき価額が犯罪被害財産の価額である旨を示さなければならぬものとする。こと。（第十八条の二第一項関係）

四 一により没収した犯罪被害財産及び二により追徴した犯罪被害財産の価額に相当する金銭は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に定めるところによる被害回復給付金の支給に充てるものとする。と。（同条第二項関係）

第二 要請国への執行財産等の譲与等

一 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭（以下「執行財産等」という。）の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができるものとする。こと。（第六十四条の二第一項関係）

二 法務大臣は、執行財産等の全部又は一部を譲与することが相当であると認めるときは、没収又は追徴の確定裁判の執行の共助に必要な措置を命じた地方検察庁の検事正に対し、当該執行財産等の譲与のための保管を命ずるものとする。こと。（同条第二項関係）

三 法務大臣は、執行財産等について、1又は2のいずれかに該当する場合には、二に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができるものとする。こと。（同条第三項関係）

1 執行共助の要請国から執行財産等の譲与の要請があつた場合において、これに應ずるか否かの判断をするために必要があると認めるとき。

2 執行共助の要請国から執行財産等の譲与の要請がされるところを思料する場合において、必要があると認めるとき。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

一 この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の施行の日から施行するものとするこ
と。(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二条から第四条まで関係)